

一部の容器代の徴収について

現在当院では調剤に必要な軟膏やシロップ剤などの容器を無償で提供させていただいておりましたが、令和 6 年度調剤報酬改定や昨今のプラスチック製剤の原材料価格の高騰などの影響を受け、2025 年 2 月より軟膏壺のみ実費分を請求させていただきます。

〈徴収となる患者さま〉

院内でお薬をもらわれている外来患者さま

〈徴収対象となる容器〉

軟膏壺 1 個につき 1 1 0 円（うち消費税 1 0 円）

※ 大きさに関係なく一律で請求させていただきます。

※ 製品としてチューブ等でお渡しするものについては
徴収の対象外となります

ご負担とご迷惑をおかけいたしますが、どうかご理解
いただきますようお願い申し上げます。

星総合病院 病院長

2025 年 2 月 薬剤部